

5 歳児健康診査（相談）について（学校教育課）

1 学校教育における 5 歳児健康診査の効果

5 歳児健康診査の結果は、就学時に特別な教育的配慮が必要な子どもを早期に把握し支援を開始することにつながり、保護者の発達課題への気づきや子どもの円滑な就学に資することも期待されるものである。

現在、市教育委員会が実施している就学前の教育相談は、主に希望者に対して実施しているが、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定された子どもの保護者に対して、教育相談につなげるためのアプローチを行うことができる。特に、早期からの対応が必要な子どもについては、これまで以上に、年中時での教育相談を促すことができる。教育相談につながらなかった場合も、就学先の学校と情報共有することで、就学後の個別の支援に生かすことができる。（資料 4）

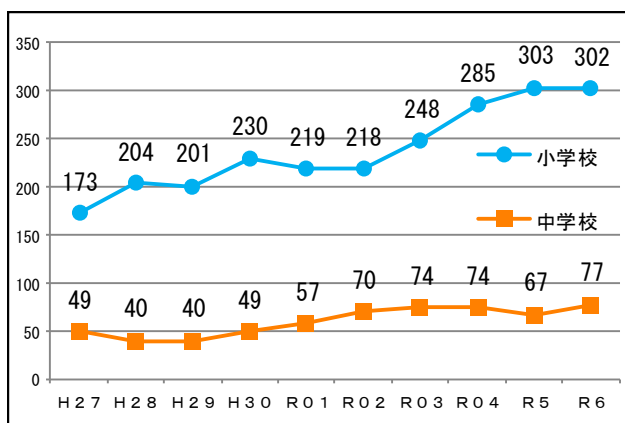
さらに、近年、教育相談数は増加傾向にあるが（資料 3）、その中には、特別な教育的配慮を必要としない子どもも一定数いる。これは、保護者の不安の大きさの表れであると思われるが、5 歳児健診を行うことで、このような不安を軽減・払拭することができると同時に、本来支援が必要である子どもの保護者に充実した教育相談を実施することができるようになる。

2 本市の特別支援教育に係る現状

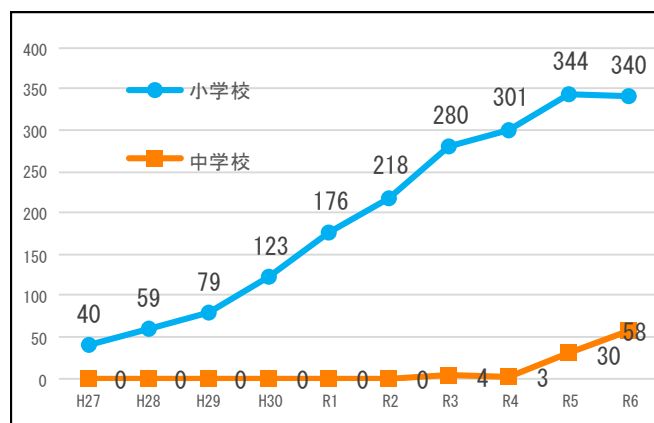
小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒など、特別の教育支援を必要とする児童生徒の数は全国的に急増しており、本市においても同様の状況が見られる。（資料 1、2）

3 本市の特別支援学級・通級指導教室の状況

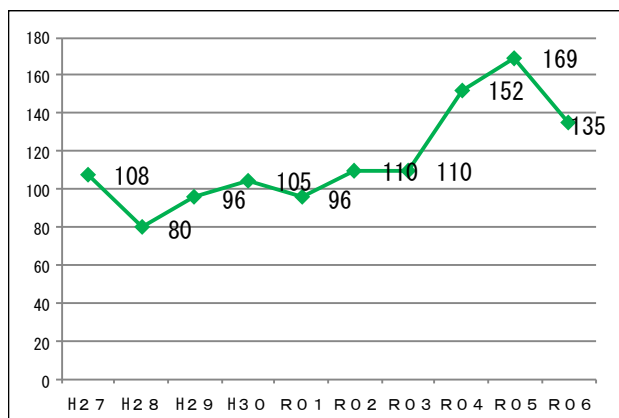
【資料 1 特別支援学級に在籍する児童生徒数】



【資料 2 通級指導を受けている児童生徒数】



【資料 3 就学に係る教育相談数（未就学児）】



【資料 4 現在の小学校就学のスケジュール】

時期	市教育委員会	保護者
4月	・園を通じて教育相談の案内を配付する。	・教育相談の申込をする。
5月～6月	・市教育委員会担当者による教育相談を実施する。	・教育相談を受ける。
7月～9月	・園（または自宅、療育施設等）を訪問する。	・入学予定先の学校訪問を行う。（希望者）
9月～12月	・教育支援委員会（月1回）を開催し、専門家による就学先の審議を行う。	・就学時検診を受ける。
1月	・就学先を決定し、通知を送付する。	・入学予定先の入学説明会に出席する。
2月		